

「とっておきの京都プロジェクト」DMC 事業支援制度 対象事業募集要領
(観光地経営事業者支援事業)

1 事業の趣旨

京都の人気観光地が混雑し、観光客の満足度が低下している中、京都の多様なエリアへの誘客を図り、観光客にゆったりとした雰囲気、京都の魅力を味わっていただくことにより、京都観光の満足度を向上させるとともに、多様なエリアにおける経済活性化を図ることを目的として、現在、京都市観光協会では京都市とともに「とっておきの京都～定番のその先へ～」プロジェクトを推進している。

このプロジェクトの一環として、平成31年度は、地域に根差し、継続的に地域の魅力や地域資源の新たな価値を提供し続ける観光地経営事業者(DMC)に対し、マーケティング、観光コンテンツの開発、地元との関係構築など、地域への誘客に繋がる取組の支援を行う。

2 募集事業の内容

「とっておきの京都プロジェクト」の趣旨に則り、地域と連携しながら、京都市内周辺部エリア(伏見、大原、高雄、山科、西京、京北等)の隠れた魅力を活用し、京都市が抱える観光課題の解決を図るとともに、一定のエリア(複数エリアも可)を面的に観光地として捉え、観光地を運営するという観点から、当該エリアへの観光客の誘客等を図ることにより、地域活性化、文化の継承・発展等に寄与する事業であって、本支援終了後も継続して実施するものの提案を募集する。

3 応募資格

応募の資格者は次の要件を満たす者とする。

- (1) 京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止を受けていないこと。
- (2) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 行政機関からの行政指導を受けた者については、改善がなされていること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者(ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く)でないこと。
- (8) 提案事業の実施に必要な免許又は資格等を備えていること。
- (9) 提案事業の実施に必要な組織体制を有すること。
- (10) 財務状況が健全であること。
- (11) 次の事項のすべてを満たす能力を有すること。

ア 自社における旅行商品等の企画など、旅行業等について十分な知識を有していること。

イ 地域の観光関連事業者等と連携し、地域の魅力向上や活性化に寄与する事業を実施できること。

- (12) 京都市観光協会が助成するにあたり、当協会の公益法人としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがないこと。

4 採択事業に関する支援

採択事業については、最長3年間、京都市観光協会は以下のとおり支援する。ただし、天災地変、事情の変更等により、支援の全部又は一部を継続できない場合は、この限りでない。

(1) 事業費の助成

選定委員会において選定された事業者（以下、「採択事業者」という。）に対し、3箇年を限度として、採択事業の実施において発生する直接的な経費の一部を京都市観光協会が助成する。

年度	初年度	次年度	次々年度
助成率（事業費用）	2分の1	3分の1	4分の1
助成上限額	500万円	333万円	250万円

（助成対象）

プロモーション費、マーケティング調査費、人件費、物品費などの採択事業の実施に係る費用

（交付時期）

事業開始時及び事業中間報告時（令和元年9月末）に採択事業者からの適正な申請を受け付け、30日以内に交付する。

(2) プロモーション支援

京都市観光協会は、採択事業者が事業実施において実施するプロモーションの相談に応じ、京都市及び京都市観光協会の媒体を活用したプロモーション支援を実施する。

(3) 関係者との調整等

京都市観光協会は、事業実施における関係者や行政機関、地域との調整等を支援する。

5 応募手続等

(1) 書類の提出及び部数

本事業者募集に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

ア 事業提案者概要書（様式1）

イ 提案書（様式2）

(ア) 事業内容（実施体制、ターゲット、事業エリア、実施内容）

(イ) 事業総括フレームワーク

(ウ) 事業収支見込

(エ) 事業期間中の資金計画

(オ) 観光課題の分析とその課題解決への貢献

- (カ) 地域事業者との連携と地域活性化への貢献の内容
 - (キ) 地域の観光関連事業者との連携予定
 - (ク) 事業エリアの活性化への寄与
 - (ケ) 地域文化の維持・振興等への寄与
 - (コ) 採択事業及び事業実施エリアに対する効果指標とその測定方法
 - (カ) 事業スケジュール及び自走化までの展開
 - (シ) 京都市観光協会の支援として求める事項
- ウ 財務諸表（（3箇年分）様式自由）

※ 創業してから1年未満の場合は、資本金額と現預金明細がわかるもの

エ 参考資料（様式自由）

(2) 提出期限

令和元年6月10日（月）午後5時（必着）

(3) 提出先及び問い合わせ先

公益社団法人京都市観光協会 誘致事業課 とっておきの京都プロジェクト担当
〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427番地
京都朝日会館3階
電話：075-213-0020（平日 午前9時～午後5時）
FAX：075-213-1011
E-mail：totteoki-kyoto-dmc@kyokanko.or.jp

※京都市観光協会ウェブサイト内に募集要項・申請様式等掲載

<https://www.kyokanko.or.jp/kaiin/news/20190509/>

(4) 注意事項

- ア 提出書類が次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる場合がある。
 - ・提出内容に虚偽の記載があると認められる場合
 - ・提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ・採択事業の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- イ すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ウ 提出書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することができる。また、提出書類は返却しない。
- エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により京都市観光協会の承諾を得た場合のほかは認めない。
- オ 採択された事業内容については、進捗状況等を必要に応じて対外的に公開する場合がある。
- カ 事業の実施に当たっては、京都市観光協会と適宜協議のうえ進める。
- キ 提出書類において使用する言語は日本語とする。

6 提案の審査・選定等

(1) 選定方法

ア 一次審査（書類審査）

提出書類に基づき選定委員会による審査を行い、60点を超える評価がなされた提案を行った事業者について、二次審査に参加できるものとする。

イ 二次審査（事業者からのプレゼンテーション及び提案審査）

事業者からの提案内容のプレゼンテーションに基づき選定委員会による審査を行い、事業費助成の総額が1,000万円を越えない範囲で、支援対象として相応しいと認められる提案を行った事業者を選定する。

(2) 審査基準

(評点：100点)

	視点	配点
事業の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・「とっておきの京都プロジェクト」の趣旨に則った事業であるか ・京都市の抱える観光課題の解決に資する事業であるか ・事業規模等から支援の必要性が認められるか ・地域における事業の新規性があり、新たな価値の創出による誘客が見込めるか 	20点
地域観光への効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と事業を協調して進めていくための工夫が十分であるか ・地域の観光関連事業者が広く恩恵を受けるか ・地域活性化に資するか ・地域の文化の維持・振興等に寄与するものであるか 	20点
事業の実現可能性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容が具体的であり、実現可能性の高いものとなっているか ・事業評価（KPI）は適切に設定されているか ・支援終了後に自走化の見込みがあるか ・マーケティングに基づいた事業計画となっているか 	20点
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制が十分なものであるか ・事業エリアに事務所を設置するなど、地域との密接な連携体制の構築が見込めるか ・事業実施者の実績が十分であるか 	20点
財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の財務状況は健全であるか 	10点
経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・コストを意識した提案であるか 	10点

(3) 決定及び通知

審査結果は文書により各事業者に通知する。

なお、採択事業の実施主体及び事業名については、京都市観光協会ウェブサイトにおいて公開する。

7 スケジュール

令和元年5月10日（金）提案の募集開始

6月10日（月）提案書等書類提出締切
以降、一次審査を実施

※ 一次審査の結果は、各提案事業者に対して文書で通知

6月下旬 選定委員会での提案者プレゼンテーション及び審査・選定

※ 日程については、個別事業者に通知

7月以降 選定結果の通知・公表

選定事業者による事業の実施